

答 申 書  
(答申第91号)  
平成21年6月4日

---

1 審査会の結論

審査請求人が〇〇〇〇警察署から事情を聴かれたことが分かる死体発見検視・見分報告書に記録されている個人情報に不存としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、平成〇年〇月〇日、当時の自宅(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)において、〇〇〇〇〇の〇〇(〇〇〇〇)が死亡した件で、審査請求人が〇〇〇〇警察署から事情を聴かれたことが分かる死体発見検視・見分報告書(以下「本件報告書」という。)に記載されている審査請求人の個人情報である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、開示請求に係る個人情報については、本件報告書の保存期間が経過し、既に廃棄されているため存在しないことを理由として、北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第22条の規定に基づき個人情報不存通知(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求受理後、実施機関において、本件報告書を検索した結果、実施機関において現実に保管管理していないことを確認したので、本件処分をしている。

審査請求人は、変死事案発生当時、臨場した刑事から事情聴取を受けていること、平成〇年に〇〇〇の刑事に〇〇〇〇警察署に確認してもらった結果、変死事案に関する資料が保管されていると対応されたことから、本件報告書は存在すると主張しているが、実施機関が公文書の保存期間を定めた文書分類表では、検視関係書類は、身元不明変死体関係を除き、保存期間が3年と定められている。

この保存期間については、平成〇年〇月〇日の変死事案発生当時、さらに平成〇年12月末の文書保存期間満了当時、そして、現時点においても保存期間3年という年数は変わらない。

したがって、開示請求時において、実施機関が本件報告書を保管管理していないことから、本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

また、本件報告書については、いつ廃棄したかの記録はないが、文書の廃棄については、北海道警察文書管理規程(平成11年北海道警察本部訓令第7号)第54条第1項に「保存期間を経過した文書は、文書管理責任者の確認を受けて、速やかに廃棄するものとする。」と規定されているが、文書をいつ、どこで、どのように廃棄したかを記録するという規定までではないものである。

ただ事実として、開示請求時に確認した結果、本件報告書は実施機関において保管管理していなかったこと、〇〇〇〇警察署においては、年に2回保存期間が満了を迎えた書類の焼却廃棄を行っていることから、本件報告書は平成〇年1月1日以降廃棄したものと判断した。

その上で、本件処分を行ったものであり、開示請求時に本件報告書が不存在であることは、平成〇年12月末日が保存期間の満了日であることから、平成〇年1月1日以降廃棄すべきものであり、本件報告書が不存在であることは、何ら違法性はないものである。

イ 実施機関の主張に対し、審査請求人は、平成〇年に変死事案に関する資料が保管されていると対応された旨主張することから、当審査会において、実施機関に当時の対応状況について説明を求めたところ、実施機関は、次のように説明した。

審査請求人が実施機関に提出した資料によると、審査請求人に当時対応した警察官は、〇〇〇〇警察署の刑事と警察本部〇〇〇〇課の警視が対応したとあることから、この2名に当時の対応状況の聴取を行った。

〇〇〇〇警察署の担当刑事への確認結果については、審査請求人から照会があったことも、警視庁から経由して照会があったことも覚えていないということであり、検視事案全般の照会に関し、電話では遺族であると確認できないので、回答はしていない。仮に、審査請求人から照会があったとしても、相手の確認ができないので「電話ではお答えできません。」と回答するとのことである。

警察本部〇〇〇〇課の担当警視への確認結果については、審査請求人からの照会は覚えており、電話対応しているのは間違いないが、その日が何日なのか分からない。

ただし、本件報告書があるということを説明したことは一度もないとのことである。

ウ 当審査会としては、本件報告書の保存期間は、実施機関の定めた文書分類表で3年とされていること、及び北海道警察文書管理規程により、保存期間を経過した文書は速やかに廃棄するものと規定されていることから、本件報告書は既に廃棄されており、開示請求時において保管管理していないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

審査請求人は、平成〇年に変死事案に関する資料が保管されていると対応されたことから、本件報告書は存在する旨主張するが、これに対する実施機関の説明は上記イのとおりであり、また、他に実施機関において本件報告書の存在をうかがわせるに足る資料等もない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 2 月 18日	○ 諮問書の受理（諮問番号92） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③審査請求書補正書の写し、④個人情報開示請求書の写し、⑤個人情報開示請求書補正書の写し、⑥個人情報不存通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧理由説明書）の提出
平成21年 2 月 20日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成21年 3 月 17日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成21年 4 月 16日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の補足説明聴取 ○ 審議
平成21年 5 月 22日 （第一部会）	○ 審議
平成21年 6 月 2 日 （第39回審査会）	○ 答申案審議
平成21年 6 月 4 日	○ 答申